

公 示 第 30 号
令和3年2月17日

令和3・4・5年度の航空機用部品の修理契約希望者募集要領

航空機用部品の修理契約を希望する者は、下記に基づき応募してください。

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊第2補給処調達部長
西 岡 龍 雄

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊第2補給処十支処調達課長
堀 之 内 新 一

記

1 調達品等の概要
別表のとおり。

2 募集に応募できる者の資格及び条件

応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 応募時点において有効な防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、第2補給処と契約を希望する者は東海・北陸地域の競争参加資格を、第2補給処十支処と契約を希望する者は関東・甲信越の競争参加資格を有している者であること。
- (3) 防衛装備庁長官から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。
ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

- (6) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除対象者として指定されている者でないこと。
- (7) 修理実施に当たって法令、規定に基づく許認可等が必要な場合は、契約締結までに当該許認可等をうけることができる者。
- (8) 希望する品目の契約の履行に必要な技術資料等を保有している、または使用することができる者であること。
- (9) 同一又は類似の航空機部品の修理の実績を有している者、若しくは同等の能力を有することを証明できる者であること。
- (10) 不具合発生時、迅速かつ継続的に対応可能であること。
- (11) 第2補給処と契約を希望する者は、第2補給処が定めた航空機等役務請負契約一般条項を、第2補給処十条支処と契約を希望する者は、第2補給処十条支処が定めた役務請負契約条項を適用して契約を締結することが可能である者であること。
- (12) 契約の履行にあたって必要となる特許権、実用新案権、著作権等その他の知的財産に関して法令により定められた権利及び技術的知識を使用可能な者で、かつ、法令上保護される第三者の権利を侵害することのないよう必要な措置を講じている者であること。
- (13) 秘密を取り扱う場合は、秘密に関する文書、図面及び物件を保管できる設備を有し、かつ、航空自衛隊の例規類に準じた秘密保全に関する自社規則の定めがあるとともに、秘密を取り扱う関係者については、秘密保全上支障のないことを確認した者を充てることができる者であること。（特別防衛秘密又は特定防衛秘密を取り扱う場合も、それぞれ同様とする。）
- (14) 契約の履行にあたり保全すべき情報が存在する場合、知り得た保護情報の取り扱いを適切に管理できる者であること。
- (15) 契約の履行にあたり官が保有する器材等の貸付を希望する場合は、その使用期間及び保管等について、個々の貸付条件を承諾し適切に維持管理ができる者であること。
- (16) 防衛省として原価計算システムの適正性を確認できない状態にある者でないこと。

3 応募方法

(1) 提出書類

応募する者（以下「応募者」という。）は、別記様式第1の「契約希望申請書」（以下「申請書」という。）及び次の項目を証明する資料（以下「審査資料」という。）を契約を希望する分任支出負担行為担当官（以下「分支担当官」という。）

に提出しなければならない。

ア 競争参加資格に係る資格審査決定内容

イ 品目毎の修理等に必要な法令、規定に基づく許認可等の取得状況

ウ 同一又は類似の品目の契約実績(過去5か年度以内のもの)を証明できるもの

エ 修理に必要な技術資料等の提出又は提示(ただし、過去5か年度以内に第2補給処及び第2補給処十条支処での契約実績がある場合は除く。)

(2) 審査資料の省略

当該年度に再度応募する場合は、前号ア、イについては変更がない限り、申請書にその旨を記載することにより審査資料の提出を省略することができる。

(3) 提出部数

申請書及び審査資料(以下「提出資料」という。)は、提出期限までに提出先へ1部を持参又は郵送するものとする。

(4) 提出期限

別表のとおり。ただし、提出期限後も随時、提出資料の受付を行うが、指名候補者名簿に登載したときから有効となるため、希望する品目の調達要求に間に合わないことがある。

(5) 提出時間

ア 第2補給処

土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、午前8時15分から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの時間を除く。

イ 第2補給処十条支処

土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までの時間を除く。

(6) 提出先及び問い合わせ先

ア 第2補給処

岐阜県各務原市那加官有地無番地

航空自衛隊第2補給処調達部契約課

058-382-1101(内線2242)

イ 第2補給処十条支処

東京都北区十条台1-5-70

航空自衛隊第2補給処十条支処調達課契約班

03-3908-5121(内線7635)

4 仕様書等の閲覧時間、閲覧場所及び閲覧方法

(1) 閲覧時間 3(5)に同じ。

(2) 閲覧場所 3(6)に同じ。

(3) 閲覧方法 指定場所による閲覧。

5 提出資料の審査等

- (1) 応募者は、契約希望申請書を提出した分支担官から提出資料について説明を求められた場合には、説明しなければならない。また、追加資料等（同種又は類似の製造実績等）の提出を求められた場合には、正当な理由がある場合を除き、必要な資料等を提出しなければならない。
- (2) 応募者は、契約希望申請書を提出した分支担官から工場等（下請負者の工場等を含む。）に係る調査のため協力依頼があった場合には、当該工場等への立ち入りを含め調査に協力しなければならない。
- (3) 審査は、本要領第2項に掲げる応募資格及び応募条件を満たしているか否かを、提出資料及び追加資料等の確認により審査する。

6 審査結果の通知等

審査の結果、応募資格及び応募条件を満たしている者については、指名候補者名簿に登載するとともに、その旨を通知する。その他の者については、非登載通知を行う。

7 指名候補者名簿に登載されなかった者に対する理由の説明

- (1) 指名候補者名簿に登載されなかった者は、非登載通知を行った分支担官に対して、登載されなかった理由（以下「非登載理由等」という。）について、非登載通知をした日の翌日から起算して、5日（休日を含まない。）以内に書面により説明を求めることができる。
 - ア 提出時間 3（5）に同じ。
 - イ 提出場所 3（6）に同じ。
 - ウ その他 書面は、持参又は郵送するものとする。
- (2) 非登載理由等について説明を求められた分支担官は、前号の最終日の翌日から起算して、5日（休日を含まない。）以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

8 再苦情の申立て

- (1) 7（2）の説明に不服のある者は、非登載理由等に係る書面を受け取ってから7日（休日は含まない。）以内に、書面により非登載理由を説明した分支担官に対して再苦情の申立てを行うことができる。
 - ア 提出時間 3（5）に同じ。
 - イ 提出場所 3（6）に同じ。

ウ その他 書面は、持参又は郵送するものとする。

- (2) 再苦情の申し立てを受けた分支担官は、前号の最終日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に再苦情の申し立てをした者に対して書面により回答する。

9 資料等の提出にあたっての留意事項

- (1) 提出資料等の作成にあたって、官給品及び貸付品の貸与は行わない。
- (2) 提出資料等に虚偽の記載をした者は、当該品目の指名候補者名簿へ登載しない。
また、第2補給処及び第2補給処十条支処における他の調達品に係る競争契約又は随意契約の相手方としない場合がある。
- (3) 5（1）又は5（2）に反した者は、当該品目の指名候補者名簿へ登載しない。
- (4) 提出資料等の作成、提出、説明及び5（2）の調査への協力に要する費用は、提出者の負担とする。
- (5) 提出資料等は返却しない。
- (6) 提出資料等は、提出者に無断で他の目的に使用しない。
- (7) 提出期限を過ぎてからの提出資料等の差替え、再提出は認めない。ただし、審査の必要性から追加資料を求める場合は、この限りではない。
- (8) 提出資料等に自社以外のものがある場合は、事前に著作権等の必要な諸手続を済ませておくとともに、出所元を明らかにすること。

10 応募者の義務及び制約事項

- (1) 指名候補者名簿へ登載された者（以下「指名名簿登載者」という。）で著しい経営状況の悪化等により指名競争に参加させることが適当と認められなくなった者及び随意契約の相手方として適当と認められなくなった者は、指名競争及び随意契約の通知を行わない。
なお、大きな義務違反があった場合又は不正な行為が認められた場合は指名候補者名簿から削除することがある。
- (2) 指名名簿登載者で指名競争の通知を受けた場合には、当該通知をした分支担官が定めた入札及び契約心得を熟知の上、必ず入札に参加し、合理的な金額の入札書を提出しなければならない。
- (3) 指名名簿登載者で、契約することを希望しなくなった場合には、速やかに指名候補者名簿から別記様式第2「指名候補者名簿登載抹消請求」による抹消請求を行わなければならない。
- (4) 応募者は、閲覧した仕様書等の内容で一般に公開されていない情報について、第三者に開示又は漏洩してはならない。また、秘に関わる仕様書等の閲覧については官の指定する適格性を有するものに限る。

- (5) 指名名簿登載者は、提出済みの申請書及び審査資料の内容に関し、変更等があった場合には、別記様式第3「契約希望申請品目の変更届」による申し出をしなければならない。原則として7日以内に申し出るものとする。
- (6) 指名名簿登載者は、4・5年度も引き続き契約を希望する場合は、その年度の調達を開始される年の1月31日までに、別記様式第4又は第5「申請書等に関する変更届」による申し出をしなければならない。
- (7) 前各号の義務に違反した応募者は、第2補給処及び第2補給処十条支処におき応募を一定期間制限する。

11 その他の注意事項

- (1) 別表の品目については、公示の時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではない。
- (2) 仕様書等の内容は変更となる場合があるので、最新の仕様書等を確認し申請書を提出するものとする。なお、指名候補者名簿に登載後は契約に先立って分支担当官から示された仕様書等を適用するものとする。
- (3) 当公示における契約希望者の募集は、令和5年度末までとする。
- (4) 指名名簿登載者が複数となった場合、契約希望申請書を提出した分支担当官と異なる分支担当官との契約となる場合がある。